

事 務 連 絡

平成29年7月3日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「医療費通知を活用した医療費控除の簡素化」Q & Aの送付について

平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和44年法律第33号）により、医療費控除の申告手続が改正され、医療費通知を医療費の明細書として確定申告書に添付した場合には医療費の領収書の保存を要しないこととされたことに伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第41号。以下「改正省令」という。）が平成29年3月31日に公布され、平成30年1月1日から施行することとされました。

改正省令の内容については、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成29年3月31日付保発0331第14号）により都道府県知事あて通知されたところですが、別添のとおり「医療費通知を活用した医療費控除の簡素化」Q & Aを作成しましたので、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村（指定都市及び特別区を含む。）及び国保組合に周知していただきますようお願いいたします。

なお、Q & Aでお示ししたとおり、医療費通知データの電子交付に係る具体的な実施方法などは現在検討中となっておりますので、調整がされ次第、別途ご案内いたします。